

第17編 電氣・機械設備 編

設電氣
備・機械
編

第17編 電気・機械設備編

第1章 総則

第1節 一般事項

1-1-1 適用

1. 本編は三重県が発注する電気設備工事、機械設備工事（建築・營繕に関する電気設備・機械設備を除く）その他これに類する工種について適用するものとする。
2. 本編に定めがない事項については、本公共工事共通仕様書 第1編共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は監督員と協議を行うものとする。

1-1-2 現地指導等

受注者は工事完成までに、維持管理方法、緊急時の処置対応等について総合的な資料を作成したうえで、工事に精通した技術者による説明・指導を実施するものとする。

第2章 電気・通信設備工

第1節 適用

2-1-1 適用

1. 河川・道路等に係る、電気設備工事については、国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集「電気通信設備工事共通仕様書」（社団法人建設電気技術協会発行）を準拠するものとする。
2. 下水道については、日本下水道事業団編著「電気設備工事必携（電気設備工事一般仕様書）」を準拠するものとする。
3. 農業農村整備については、「施設機械工事等共通仕様書」（農林水産省農村振興局整備部設計課監修）、国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集「電気通信設備工事共通仕様書」（社団法人建設電気技術協会発行）を準拠するものとする。
4. 前項1、2及び3によりがたい場合は、別に定める特記仕様書によるものとする。
5. 三重県公共工事共通仕様書第1編共通編と整合しない事項は、監督員と協議を行うものとする。

第3章 機械設備工

第1節 適用

3-1-1 適用

1. 河川・道路等に係る、機械設備工事については、国土交通省総合政策局建設施工企画課編集「機械工事共通仕様書（案）」を準拠するものとする。
2. 下水道については、日本下水道事業団編著「機械設備工事必携（機械設備工事一般仕様書）」を準拠するものとする。
3. 農業農村整備については、「施設機械工事等共通仕様書」（農林水産省農村振興局整備部設計課監修）、国土交通省総合政策局建設施工企画課編集「機械工事共通仕様書（案）」を準拠するものとする。
4. 前項1、2及び3によりがたい場合は、別に定める特記仕様書によるものとする。
5. 三重県公共工事共通仕様書第1編共通編と整合しない事項は、監督員と協議を行うものとする。